

## 麦・大豆保管施設整備事業補助金交付要綱

制 定 令和3年1月28日付け2政統第1956号  
一部改正 令和3年12月20日付け3農産第2234号  
農林水産事務次官依命通知

### (通則)

第1 麦・大豆保管施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、麦・大豆保管施設整備事業実施要綱（令和3年1月28日付け2政統第1954号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2 補助金は、供給量や価格の不安定さが国産麦・大豆のシェア拡大を阻害する要因となっていることを踏まえ、国産麦・大豆を新たに一定数量保管し、需要に応じた供給を行うことによって安定供給体制の強化に取り組む者に対して、必要な保管施設及びその附帯設備並びに保管施設の整備と一体的に整備される処理加工施設の整備を支援することにより、豊凶変動に対応し、凶作時であっても国産麦・大豆を安定的に供給できる体制を構築することを目的とする。

### (交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱第3第2項に規定する補助事業者が行う事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。  
2 補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

### (申請手続)

第4 交付規則第2条に規定する大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、地方農政局長等（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあつては北海道農政事務局長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあつては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に交付

申請書を提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

- 第5 交付規則第2条に規定する大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第6 地方農政局長等は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。
  - 2 第4第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

（申請の取下げ）

- 第7 補助事業者は、第4第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第6第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

（契約等）

- 第8 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、地方農政局長等に届け出なければならない。
  - 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
  - 3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（債権譲渡等の禁止）

- 第9 補助事業者は、第6第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除く。(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合の他、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第11 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の書類の提出に代えることができる。

(概算払)

第13 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖繩総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書きに基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(状況報告)

第14 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第6号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第7号に定める概算払請求書兼遂行状況報告書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、地方農政局長等は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第8号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したとき（第10第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第9号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

3 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第10号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第16 地方農政局長等は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

第17 補助事業者は、第16第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15第1項に準じて提出するものとする。

2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第16第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第16第2項及び第3項の規定は前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第18 地方農政局長等は、第10第1項（3）の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- （1）補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- （2）補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- （3）補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- （4）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項（1）から（3）までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金等の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第19 補助事業者は、補助対象経費（補助事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（取得財産等の処分の制限）

第20 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第4第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第6第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により地方農政局長等の承認を受けたものとみなす。

（1）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

(2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第21 補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

第22 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第11号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

附 則 (令和3年1月28日付け2政統第1956号)

この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

附 則 (令和3年12月20日付け3農産第2234号)

- 1 この通知による改正は、令和3年12月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(別表)

区 分	経 費	補 助 率	重要な変更	
			経費の配分 の変更	事業内容の変更
保管施設の 新設	国産麦・大豆の安定的な供給に向けて一定数量を保管し、需要に合わせて供給するための施設・設備の整備に係る経費	1 / 2 以内		1 補助事業者の変更 2 事業の新設、中止又は廃止 3 事業費の 30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の 30%を超える減
保管施設の改修	国産麦・大豆の安定的な供給に向けて一定数量を保管し、需要に合わせて供給するために必要な機能を既存の施設・設備に付与するための改修に係る経費	1 / 2 以内		1 補助事業者の変更 2 事業の新設、中止又は廃止 3 事業費の 30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の 30%を超える減
処理加工施設の整備	国産麦・大豆の保管施設・設備の整備と一体的に行う処理加工施設の整備に係る経費	1 / 2 以内		1 補助事業者の変更 2 事業の新設、中止又は廃止 3 事業費の 30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の 30%を超える減

別記様式第1号（第4関係）

令和〇年度麦・大豆保管施設整備事業補助金 交付申請書

番 号  
年 月 日

〇〇地方農政局長等 殿

補助事業者名  
所在地  
代表者氏名

令和〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、麦・大豆保管施設整備事業補助金交付要綱（令和3年1月28日付け2政統第1956号農林水産事務次官依命通知）第4の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
保管施設の新設	円	円	円	
保管施設の改修				
処理加工施設の整備				
合 計				



(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が 5% 超となることが確実に見込まれるもの

4 補助対象施設を担保に供し、国が行っている制度融資から融資を受ける場合の融資の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他
○金融公庫	〇〇資金	〇〇〇〇円	〇年	
○農協	〇〇資金	〇〇〇〇円	〇年	

5 事業の完了予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

(注) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第2号（第8関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

補助事業者 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。  
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置令又は課徴金納付命令を受けた場合であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。  
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合はこの限りではない。

別記様式第3号（第10関係）

令和○年度麦・大豆保管施設整備事業補助金 変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

○○地方農政局長等 殿

補助事業者名  
所在地  
代表者氏名

令和○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により○○（注1）したいので、麦・大豆保管施設整備事業補助金交付要綱（令和3年1月28日付け2政統第1956号農林水産事務次官依命通知）第10の規定に基づき申請する。

記

○○（注1）の理由

- （注）1 ○○については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 交付決定を受けた事業実施計画書の変更箇所を加筆修正（二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載）した該当資料ページを添付して提出すること。  
なお、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったもの限り添付すること。
- 3 補助金の額が増額する場合は、件名の「麦・大豆保管施設整備事業補助金変更等承認申請書」を「麦・大豆保管施設整備事業補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「麦・大豆保管施設整備事業補助金交付要綱第10の規定に基づき申請する。」を「麦・大豆保管施設整備事業補助金交付要綱第10の規定に基づき、補助金○○○円を追加交付されたく申請する。」とする。

別記様式第4号（第12関係）

令和〇年度麦・大豆保管施設整備事業補助金 遅延届出書

番 号  
年 月 日

〇〇地方農政局長等 殿

補助事業者名  
所在地  
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、麦・大豆保管施設整備事業補助金交付要綱（令和3年1月28日付け2政統第1956号農林水産事務次官依命通知）第12の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月日	
保管施設の 新設	円	円	%	円		
保管施設の 改修						
処理加工施設 の整備						

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。  
2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第5号（第13関係）

令和〇年度麦・大豆保管施設整備事業補助金 概算払請求書

番 号  
年 月 日

〇〇地方農政局長等 殿

官署支出官 〇〇 殿

補助事業者名  
所在地  
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった麦・大豆保管施設整備事業について、麦・大豆保管施設整備事業補助金交付要綱（令和3年1月28日付け2政統第1956号農林水産事務次官依命通知）第13の規定に基づき、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

令和〇年〇月〇日現在

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A) - ((B) + (C)) 残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日まで予定出来高	金額	〇月〇日まで予定出来高		
保管施設の新設	円	円	円	%	円	%	円	%		
保管施設の改修										
処理加工施設の整備										
計										

- 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、当該財産等の納品書等の明細書を添付すること。
- 補助事業等の実態に応じて、上記のほか必要な事項を追加することができる。

別記様式第6号（第14関係）

令和〇年度表・大豆保管施設整備事業補助金 事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

〇〇地方農政局長等 殿

補助事業者名  
所在地  
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった補助事業について、表・大豆保管施設整備事業補助金交付要綱（令和3年1月28日付け2政統第1956号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第14の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		第3・四半期までに完了したもの		第4・四半期以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
保管施設の新設	円	円	%	円		
保管施設の改修						
処理加工施設の整備						
計						

(注) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第7号（第14関係）

令和○年度麦・大豆保管施設整備事業補助金  
概算払請求書兼遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

○○地方農政局長等 殿

官署支出官 ○○ 殿

補助事業者名  
所在地  
代表者氏名

令和○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定の通知のあった補助事業について、麦・大豆保管施設整備事業補助金交付要綱（令和3年1月28日付け2政統第1956号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第14の規定に基づき、令和○年○月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて金○○○円を概算払によって交付されたく請求する。

記

令和○年○月○日現在

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		遂行状況報告 ○年○月末日の出来高	(C) 今回請求額		(A) - ((B) + (C)) 残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	○月○日まで予定出来高	金額	○月○日まで予定出来高		
保管施設の新設	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
保管施設の改修											
処理加工施設の整備											
計											

(注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、当該財産等の納品書等の明細書を添付すること。

2 補助事業等の実態に応じて、上記項目のほか必要な事項を追加することができる。

別記様式第8号（第15関係）

令和○年度麦・大豆保管施設整備事業補助金 実績報告書

番 号  
年 月 日

○○地方農政局長等 殿

補助事業者名  
所在地  
代表者氏名

令和○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、麦・大豆保管施設整備事業補助金交付要綱（令和3年1月28日付け2政統第1956号農林水産事務次官依命通知）第15の1の規定に基づき、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として補助金○○○円の交付を請求する。）

- （注）
- 1 事業の実績が、交付申請書の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、令和○年○月○日に工事を完了した。」旨加筆し、事業実施計画書の添付は省略すること。
  - 2 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業実施計画書に変更箇所を加筆修正（二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）し添付すること。
  - 3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿等の写しとすること。



別記様式第9号（第15関係）

令和〇年度麦・大豆保管施設整備事業補助金 年度終了実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇地方農政局長等 殿

補助事業者名  
所在地  
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、麦・大豆保管施設整備事業補助金交付要綱第15第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費（A）	国庫 補助金	（A）のうち 年度内支出済 額	概算払 受入済額	（A）のうち 未支出額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合の他、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払いで受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

別記様式第 10 号 (第 15 関係)

令和〇年度表・大豆保管施設整備事業補助金 消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

〇〇地方農政局長等 殿

補助事業者名  
所在地  
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった表・大豆保管施設整備事業について、表・大豆保管施設整備事業補助金交付要綱（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 政統第 1956 号農林水産事務次官依命通知）第 15 の 4 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の補助金の額の確定額<br>（令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額  | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額  | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3 - 2）  | 金 | 円 |

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
  - (2) 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
  - (3) 3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
  - (4) 補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ (注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。 ]

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる資料など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第 11 号 (第 22 関係)

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名

施設等 名 称	事業の内容		工 期		経 費 の 配 分				処分制限期間		処分の状況		摘要
	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分			耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容	
						補助金	都道府県 費	市町村費					
合 計													

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含むほかの書式をもって財産管理台帳に代えることができる。